

飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和51年11月19日農林省告示第1074号）

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
附属書 B （規定） 検査単位の量			附属書 B （規定） 検査単位の量		
<p>表 B.1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、<u>一容器</u>又は一包装の容量が質量若しくは体積を超え、又は当該質量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が質量又は体積となるように選ぶこと。</p>			<p>表 B.1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、<u>一容器</u>又は一包装の容量が質量若しくは体積を超え、又は当該質量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が質量又は体積となるように選ぶこと。</p>		
表 B.1—検査単位とする容量			表 B.1—検査単位とする容量		
飲食料品及び油脂	一容器又は一包装の容量	検査単位とする容量	飲食料品及び油脂	一容器又は一包装の容量	検査単位とする容量
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
削りぶし	50 g 未満のもの	50 g	削りぶし	<u>500 g を超え又は 50 g 未満のもの</u>	50 g
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)